

山梨県公報

号外第八十五号

平成二十三年
十一月一日

火曜日

目次

人事委員会

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

地域手当に関する規則

地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 (山梨県以外の地域に勤務する職員)の地域手当の特例)

第二条及び第三条の規定にかかわらず、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定による派遣の求めに応じて派遣される職員のうち、第二条及び第三条の規定により地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、地域手当を支給する。

5 前項の規定により支給する地域手当の額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三第二項及び第三項の規定の例により計算した額を超えない範囲内において任命権者と人事委員会とが協議して定める。

附則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番